

1 A社（建設業）  
対象メニュー：① 広告・宣伝（上限額：1,000千円）

補助金額

¥247,000

【総事業費】

¥494,000（税抜）

課題

新規顧客の獲得

事業内容

自社イベントの開催  
⇒ イベントチラシの  
製造・新聞折込に  
よる配布

効果（見込）

・ 広範囲における  
イベント周知による  
来場者の増加  
⇒ 自社の魅力周知に  
よる販路拡大

2 B社（食料品製造業）  
対象メニュー：② 省エネルギー機器導入（上限額：3,000千円）

補助金額

¥1,595,000

【総事業費】

¥3,190,000（税抜）

課題

・ 照度不足による  
作業精度の低下や  
安全性の確保  
・ 電気料金の負担

事業内容

工場内の照明器具を  
LED化

効果（見込）

・ 照度向上による  
作業効率の向上  
・ 消費電力の軽減に  
よる電気代の削減

3 C社（加工紙製造業）  
対象メニュー：④ 販売チャネルの開拓（上限額：1,000千円）

補助金額

¥150,000

【総事業費】

¥300,000（税抜）

課題

中東情勢の影響に  
よる既存の販売先  
の事業縮小や廃業

事業内容

ホームページの更新  
およびECサイトの  
開設

効果（見込）

販売チャネルの  
新規開拓による  
受注・売り上げ  
の増加

4 D社（道路旅客運送業）  
対象メニュー：⑦ 機械設備等の導入（上限額：3,000千円）

補助金額

¥3,000,000

【総事業費】

¥7,310,000（税抜）

課題

・ 運転日報の記載・  
管理の効率化  
・ 配車システムの  
設備老朽化

事業内容

新規管理システム  
および設備の導入

効果（見込）

作業時間短縮による  
労働生産性の向上

# 融資制度のご案内

## 中小企業振興資金

貸付限度額：2,000万円

利率：1.9%

金融機関、信用保証協会が連携して提供する融資制度で、塩竈市内に店舗又は事業所がある中小企業（※）が事業に必要な資金を調達できるよう、**低利や固定金利で資金を借りることができます。**

※ 中小企業の定義については、右の二次元コードからご確認ください。



|        |                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付対象者  | (1) 市内に事業所又は店舗を有し、現に事業を営んでいる法人または個人事業者<br>(2) 市税を滞納していない方<br>(3) 保証協会の対象業種である中小企業者<br>(4) 金融機関からの取引停止および保証協会の代弁返済を受けていない方 |
| 信用保証料  | 0.45%～1.59%（企業の経営状況等により異なる。市が50%を補給。）                                                                                     |
| 貸付期間   | 運転資金：7年以内、設備資金：10年以内、併用：7年以内（うち据え置き期間6か月以内）                                                                               |
| 貸付資金使途 | 事業経営に必要な運転・設備資金                                                                                                           |
| 連帯保証人  | 原則として申込者本人                                                                                                                |
| 担保     | 必要に応じて                                                                                                                    |

## セーフティネット保証制度

中小企業信用保険法で定める要因によって経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、信用保証協会を通じ、**保証限度額の別枠化により、資金調達の円滑化を図る**制度です。  
現在、認定申請を受け付けているものは以下のとおりです。



### セーフティネット保証2号認定

|      |                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象   | 取引先事業者の事業活動の制限（生産量、販売量の縮小）等に起因して、売上高等が減少している中小企業者<br>※ 別途、対象となるための要件があります。詳しくは右上の二次元コードからご確認ください。 |
| 保証条件 | 保証割合：80%保証<br>保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保8千万円、普通2億円                                                       |

### セーフティネット保証5号認定

|      |                                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象   | 業績の悪化している業種に属する中小企業者で、指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高が前年同期と比べて、5%以上減少している事業者<br>※ 指定業種等の詳しい内容については、右上の二次元コードからご確認ください。 |
| 保証条件 | 保証割合：80%保証<br>保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保8千万円、普通2億円                                                                       |